

各建設業関係団体の長 様

千葉県県土整備部長

(公印省略)

「土木工事書類作成マニュアル」及び「土木工事書類スリム化ガイド」の改訂について
(送付)

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、「土木工事書類作成マニュアル」及び「スリム化ガイドライン」
を改訂し、貴団体におかれましては、傘下会員への周知をお願いします。

記

1 本マニュアル改訂概要

【別紙】「土木工事書類作成マニュアルの改訂概要」のとおり

2 適用日

令和6年4月1日以降に契約を締結する工事に適用することとします。

なお、すでに契約済みの工事についても、本マニュアルを適用できることとします。

ただし、「総合評価現場確認」については、令和6年4月1日以降の入札公告に適用と
します。

3 本マニュアルの入手方法（改訂概要・新旧対照表を含む）

千葉県ホームページ：⇒県の組織・機関⇒県土整備部技術管理課⇒

技術情報班関連ページ⇒土木工事書類作成マニュアル・土木工事書類スリム化ガイド

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/koukyoujigyou/kouji-manyual.html>

問合せ先 県土整備部技術管理課

技術情報班 高橋

TEL 043-223-3273

E-mail gijutu39@mz.pref.chiba.lg.jp